

大阪府監査委員告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

委員意見に対する措置

（パピリオ事業の今後の取組に向けて）

監査対象機関名	一般財団法人大阪府タウン管理財団	
監査実施年月日	委員 平成25年1月11日	事務局 平成24年11月20日から同月22日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）は、府の保有するりんくうタウン駅構内で、商業施設パピリオ管理運営事業を行っているが、継続赤字の状況である。このため、民間のノウハウを活用する方向で検討を行い、集客力及び事業収支の改善に取り組んではいるが、抜本的な改善には困難な点が多い。</p> <p>現状は、本来ならば府で負担すべき赤字部分を、そのまま財団が負担する構図になっている。しかし、今後は、財団での経営努力では対応できない部分については、府においても適切に対応し、また、民間事業者に参加してもらえよう事業の仕組みにつなげていけるような抜本的な対応を、財団と府のみならず民間からも幅広く意見を収集しながら検討していくことが必要である。</p> <p>（なお、この意見は、大阪府住宅まちづくり部タウン推進室に係る意見ともする。）</p>	<p>（一般財団法人大阪府タウン管理財団） 商業施設パピリオ管理運営事業について、管理運営者である財団と駅ビル所有者である大阪府とで検討を重ね、民間事業者が参画できるよう財団は商業コンサルタントや民間の店舗開発担当者等の意見も聞きながら事業の収支改善や集客力の向上などの環境整備に取り組んできた。こうした中で、府から商業施設パピリオ管理運営事業を含む駅ビル譲渡を地元市である泉佐野市へ打診したところ、当該市から駅ビルを核としたまちづくり及び市庁舎の一部機能移転を目的として駅ビル購入の申出があり、これに伴い、財団は、商業施設パピリオ管理運営事業について、平成29年4月1日付けで泉佐野市へ引き継いだ。</p> <p>（大阪府住宅まちづくり部タウン推進局管理課） 商業施設パピリオの管理運営事業について、府と財団で検討会を立ち</p>

上げ、民間事業者が参画できるよう、府では民間の店舗開発担当者等の意見も聞きながらE S C O事業により光熱水費を節減し、事業の収支改善を行った。

民間事業者が参画しやすい環境を整えた上で、商業施設の管理運営を含む駅ビル譲渡を地元市である泉佐野市へ打診したところ、当該市から駅ビルを核としたまちづくり及び市庁舎の一部機能移転を目的として、駅ビル購入の申出があった。

この申出を踏まえ、府・市間で綿密な協議等を進めた結果、市議会の議決を条件とする条件付売買契約を平成29年2月末に締結するに至り、4月1日付けをもって府から市へ駅ビルの譲渡を行った。

今後は、所有権を有する泉佐野市が商業施設パピリオの管理運営事業を行う。